

平成28年第4回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成28年11月29日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 議案第58号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
日程第 6 議案第59号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7 議案第54号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
日程第 8 議案第55号 平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程第 9 議案第56号 平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
日程第10 議案第57号 平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	佐 藤 晶 君
	1番	加 藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	宮 腰 實 君
	5番	小 野 哲 也 君		6番	坂 本 志 郎 君
	7番	松 原 臣 君		8番	鹿 又 政 義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
教 育 長	山 崎 守 君	企画振興課長	川 端 達 也 君
まちづくり課長	平 田 充 君	総 務 課 長	対 馬 憲 仁 君
税務財政課長	鹿 又 明 仁 君	納税担当課長	中 田 靖 君
環境生活課長	堺 昇 司 君	保健福祉課長	太 田 洋 二 君

保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括支援センター課長	斉藤健治君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	大沼良司君
学務課長補佐	福田一輝君	公民館長	石田順一君
会計管理者	仙福聖一君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田伸哉君 次 長 上部健太君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成28年第4回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月9日、東京都において開催されました第60回町村議会議長全国大会に出席しました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

御案内をいたしましたところ、議員の皆様には全員御出席を賜りましたこととお礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、1件の行政報告をさせていただきます。

秋の叙勲受章についてであります。

平成28年11月3日に発令されました、平成28年秋の叙勲におきまして、礼文町、前羅臼町長脇紀美夫氏が旭日双光章を、本町、元羅臼消防団分団長濱屋義昭氏が瑞宝単光章を、それぞれ受賞をされました。

脇氏におかれましては、昭和32年羅臼村役場に入庁以来、45年余の長きにわたり、地方自治の発展に貢献し、平成7年からの羅臼町助役を経て、平成15年羅臼町長に初当選の後、3期12年の間、行政のトップとしてこれまで培ってきた行政経験やその指導力を遺憾なく発揮してきたことに加えて、根室町村会の会長として、広域的な課題解決に努められた功績が認められ、このたびの受章となったものであります。

また、濱屋氏におかれましては、昭和45年に羅臼消防団の団員を拝命以来、36年余の長きにわたり、地域住民の生命財産を守る活動の中、平成14年からの4年間は分団長を務められ、団員の指導育成にも力を注ぎ、消防団組織の体制強化を図り、組織運営に努められた功績が認められ、このたびの受章となったものであります。

まことにおめでたいことでありまして、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

お二人の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、ここに御報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第58号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第58号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 11ページをお開き願います。

議案第58号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

また、この後予定されております議案第59号、さらに議案第54号から議案第57号につきましては、副町長及び担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定をくださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の11ページをお願いいたします。

議案第58号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

12ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。まず、平成28年の人事院勧告の内容につきましては、参考資料の資料1に記載のとおりでありまして、合同常任委員会で詳しく説明をさせていただいたとおりであります。今回の改正は、人事院勧告により職員の期末手当の率が変更されたことから、職員と同様に改正を行うものでありまして、6月期、12月期ともに支給率を100分の5引き上げるものであります。

なお、本年度につきましては、既に6月期分が支給済みのことから、附則で平成28年度に限り、12月期の支給率を100分の10引き上げる特例を定めるものであります。

それでは、改正条文であります。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、「100分の142.5」を「100分の147.5」に改める。

附則として、第1項は施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。

第2項は平成28年12月に支給する期末手当に関する特例です。

改正後の羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第5条第2項の規定の適用については、平成28年12月に支給する期末手当に限り、同条同項中「100分の147.5」とあるのは「100分の152.5」とする。

なお、本改正に関する影響額につきましては、約16万2,000円となります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第58号を採決します。

議案第58号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定に

については、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第58号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第59号 職員の給与に関する条例の一部を改正する
条約制定について

○議長(村山修一君) 日程第6 議案第59号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(対馬憲仁君) 議案の13ページをお願いいたします。

議案第59号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

14ページをお願いします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。まず、平成28年の人事院勧告の内容につきましては、参考資料の資料1に記載のとおりでありまして、合同常任委員会で詳しく説明をさせていただいたとおりであります。今回の改正につきましては、人事院勧告により職員の勤勉手当の6月期、12月期分をそれぞれ100分の5ずつ、合わせて年間分で100分の10引き上げし、月例給につきましては、初任給を1,500円引き上げ、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて、平均0.2%増額の改定をしたものであります。

また、扶養手当の見直しでは、配偶者に係る手当額1万3,000円を、他の扶養親族に係る手当額6,500円と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて子どもに係る手当額を1万円まで引き上げるものであります。

それでは、改正条文であります。

第1条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2、給料表は14ページから17ページに記載のとおりであります。

17ページをお願いいたします。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条の改正につきましては、扶養手当について、人事院勧告による扶養手当の見直しについて改正をするものであります。

18ページをお願いいたします。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則として、第1条は施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

19ページをお願いいたします。第2条は、給与の内払です。

第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第3条は、扶養手当に関する特例です。扶養手当の見直しは、基本的には平成30年度以降の額が基準となりますが、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、平成29年4月1日から段階的に実施される内容を規定しております。

20ページをお願いいたします。

第4条は委任です。前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

なお、今回の改正による影響額ではありますが、全会計分を合わせまして、勤勉手当は約390万2,000円、給料は53万8,000円で、合計約444万円となっております。以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第59号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第59号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第59号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第54号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第54号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第54号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ898万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,383万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

18款1項繰越金、898万9,000円を追加し、2,148万6,000円。歳出の財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

歳入合計、898万9,000円を追加し、42億1,383万3,000円。

歳出でございます。

1款議会費1項議会費、16万2,000円を追加し、3,707万5,000円。人事院勧告実施に伴います議員10人分の増加分でございます。

3款民生費、374万4,000円を追加し、5億3,867万5,000円。1項社会福祉費、374万4,000円を追加し、4億4,780万7,000円。これにつきましては、国民健康保険事業特別会計に8万9,000円の繰り出し、介護保険事業特別会計繰出金に365万5,000円を繰り出すものでございまして、それぞれ人事院勧告に伴うものでございます。後に各会計で詳細を説明させていただきます。

4項衛生費、36万円を追加し、6億6,647万5,000円。1項保健衛生費、36万円を追加し、2億7,066万2,000円。水道事業会計に繰り出す36万円でありますけれども、これも人勧に伴う繰り出しでございまして、後に水道会計で詳細を説明させていただきます。

10款職員費、472万3,000円を追加し、8億2,538万9,000円。1項職員費、472万3,000円を追加し、8億2,538万9,000円。特別職3人分、職員100人分の人事院勧告に伴う増減でございまして、給料が12万7,000円の減、職員手当466万2,000円の増、共済費18万8,000円の増となるものでございます。

歳出合計、898万9,000円を追加し、42億1,383万3,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第54号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第55号 平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第55号平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の4ページをお願いいたします。

議案第55号平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,791万6,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

9款繰入金、8万9,000円を追加し、1億4,190万9,000円。1項他会計繰入金、8万9,000円を追加し、1億4,190万9,000円。職員2名分に係る人事

院勧告による給与改定分として一般会計から繰り入れるものであります。

歳入合計は、8万9,000円を追加し、10億4,791万6,000円であります。
続きまして、6ページ、歳出でございます。

11款1項職員費、8万9,000円を追加し、1,269万2,000円。職員2名の人事院勧告による給与改定分として増額するものであります。

歳出合計は、8万9,000円を追加し、10億4,791万6,000円であります。

事項別明細につきましては、別冊資料のとおりでありまして、常任委員会で御説明いたしましたとおりであります。

なお、この補正予算につきましては、11月22日開催の第4回羅臼町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第55号平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第56号 平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第56号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の7ページをお願いいたします。

議案第56号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,229万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

7款繰入金、365万5,000円を追加し、8,485万2,000円。1項他会計繰入金、365万5,000円を追加し、7,160万4,000円。今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う給与費等の増額並びに人事異動に伴う会計間移動による増額により、予算に不足を生じることから追加補正をお願いするものでございます。

歳入合計、365万5,000円を追加し、4億4,229万3,000円。

続きまして、歳出です。

6款1項職員費、365万5,000円を追加し、1,678万7,000円。

歳出合計、365万5,000円を追加し、4億4,229万3,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第56号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第56号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第57号 平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第57号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 議案の10ページをお願いいたします。

議案第57号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算。

今回の補正につきましては、平成28年度人事院勧告に伴う給与の改定及び災害対応による時間外手当の支出増により今後の職員給与費に不足を生じるため、補正するものがございます。補正額は、人事院勧告分と今後4カ月分の時間外手当分27万円を足した36万円の増額補正で、収入は、一般補助金として一般会計からの繰り入れを見てごさいます。

第1条は、総則です。

平成28年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正です。

平成28年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、36万円を補正し、2億6,749万3,000円。第2項営業外収益、36万円を補正し、9,006万1,000円。

支出、第1款水道事業費用、36万円を補正し、2億869万4,000円。第1項営業費用、36万円を補正し、1億6,580万1,000円。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、36万円を増額し、1,400万1,000円とする。

なお、別冊資料の28ページに当補正の資料としまして、平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算実施計画を載せてございますので、後ほどお目通しのほうをよろしく願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第57号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第57号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第4回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員